

平成28年第11回

荒川区教育委員会定例会

平成28年6月10日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成28年荒川区教育委員会第11回定例会

1 日 時	平成28年6月10日	午後3時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委員長職務代理者 委 員 教 育 長	高 野 照 夫 小 池 寛 治 高 梨 博 和
4 欠席委員	委 員 長 委 員	坂 田 一 郎 小 林 敦 子
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 文化交流推進課長 生涯学習課長 複合施設準備室長 複合施設準備担当課長 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記	阿 部 忠 資 山 本 吉 毅 泉 谷 清 文 相 川 隆 史 小 山 勉 佐 藤 泰 祥 北 村 美 紀 子 堀 裕 美 子 菊 池 秀 幸 田 窪 和 美 椿 田 克 之 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 案件

議案第21号 荒川区立ゆいの森あらかわ条例に対する意見の聴取について

議案第22号 財産の取得（荒川区立ゆいの森あらかわ初度調弁に伴う書架）についてに
対する意見の聴取について

（2）報告事項

ア ICTを活用した安全安心マップの作成について

イ 俳句文化振興事業の推進について

ウ 平成28年度C.W.ニコル自然体験大賞について

エ 伝統工芸技術継承者育成支援事業について

（3）その他

委員長職務代理者 ただいまから、荒川区教育委員会第11回定例会を開催いたします。

本日は坂田委員長が都合により欠席しておりますので、私が代理として議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

出席委員数の御報告を申し上げます。本日3名出席でございます。

会議録の署名委員は、小池委員及び高梨委員にお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長 本日は審議事項2件、報告事項5件となっておりますが、開会時刻を、議会の委員会開催に伴い、繰り下げていただきまして、3時半からの開催ということでお願いしました。先生方には日程調整も含めて大変御迷惑をおかけしてございますが、大変重要な案件でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。続きまして1月22日開催の第2回定例会及び2月12日開催の第3回定例会の会議録につきまして、前回の定例会にて配付し、この間に確認していただきました。本日、特に委員から御意見がなければ承認したく思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 異議なしの声をいただきました。それでは承認いたします。また2月26日開催の第4回定例会及び3月11日開催の第5回定例会の会議録が机上に配付されております。次回の定例会で承認についてお諮りしたいと思いますので、次回までに確認し、何かお気づきの点がありましたら事務局まで御連絡ください。

それでは本日の議事日程に従いまして議事を進めます。本日は審議事項2件、報告事項5件ですが、説明する事務局の都合により、報告事項を先に説明させていただきますのでご了承をお願いいたします。

初めに「ICTを活用した安全安心マップの作成について」、御説明をお願いします。

指導室長 「ICTを活用した安全安心マップの作成について」御報告させていただきます。

目的でございます。児童がタブレットを活用して、安全安心マップを作成するとともに、防犯サイトを活用した安全教育を実施することで、地域に潜む危険性について主体的に考える機会を与え、被害に遭わない犯罪被害防止能力を身につけさせる。これを目的にいたしまして、区立小学校24校で実施させていただければと思っております。

「地域安全マップづくり」は、児童自らの犯罪被害防止能力を高めることができまして、どのような場所で犯罪や事故が起こりやすいのかを理解することになります。その結果、より安全な場所で活動するとともに、児童が危険を自覚し、注意力を高めて活動するようにな

と考えてございます。

そこで、学校教育で活用しているタブレット端末を活用いたしまして、学校外での活動を行うことが多い小学生を対象とした、安全安心マップづくりに取り組み、作成後に各小学校にコンテンツを配信し、活用できる体制を整えるものでございます。

実施スケジュールでございますが、現在、各学校において危険箇所を、子どもと教員、それから警察の皆様と一緒に巡回しながら確認しているところでございます。そのデータを使いまして、地図を作成し、7月中旬、各学校において、そのマップを使った指導をしていきたいと思っております。そのことによりまして、夏休みの休業期間、地域の生活に安全安心を少しでも与えたいと考えているところでございます。

また学校がつくったマップを、町内で、さらにしっかりしたものにつくりまして公開ができる、そのような形も考えてございます。よろしく願い申し上げます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ICTを活用した安全安心マップの作成について、指導室長から御説明がありました。大変すばらしい試みだと思いますが、御意見ございますでしょうか。

小池委員 具体的なイメージとしては、地図の中に学校があって、それから自分の家が入ったものがある、どういうルートで行くという。それでどこに横断歩道があるとか、そういうイメージでしょうか。

指導室長 この場所は交通量が多いとか、この場所を夜に通ると暗いとか、そのような危険箇所を警察の方に教えていただきながら、子ども自身が、タブレットで写真に撮りまして、そのデータを荒川区全体の大きな地図に、ポイントとして危険箇所をわかるようにいたしまして、その荒川区全体の地図をタブレットで見ながら、自分の通学路等をタブレットで確認できるようになるものでございます。荒川区全体のものが1枚として、タブレットで見られます。今、荒川区のお子さんたちは自分の学区以外のところからも通ってまいりますので、自分の学区以外の、ほかの学校が調べたところも見える広範囲な地図になり、活用がしやすくなると考えているところでございます。

小池委員 ありがとうございます。

教育長 今、小池先生が御確認されたように、ふだんから実は、子どもたちは通学路の安全点検ということで、授業の中で街中に出かけていって、安全マップづくりというのをクラスでつくったりしています。しかし、それが特定の学年の学習成果ということで、安全マップを教室の中に張り出して、交通安全だとか、防犯に心がけましようとしているのですけれども、どうしても特定の学年、特定の子どもたちの学習成果にとどまっているというのがあります。ですので、せっかくタブレットですとかICTが使えるように、子どもたちもなって

きましたので、警察の協力を受けて、全校で実施できればいいのですけれども、学校によっては特定の学年の子たちが調査して、その結果を校内全体で子どもたちが共有する。そしてまた、先ほど指導室長が申し上げたように、隣の学区から通っている子たちは、自校の周りだけではなくて、自分の住んでいるところも確認できるというようなことで、タブレットを主に学習には使っているのですけれども、こういった交通安全ですとか防犯にも、子どもたち自身が調べたことが、子どもたち自身の安全安心につながる取り組みも、警察も協力してくださるといので、このたびの取り組みとなった次第です。

委員長職務代理者 ありがとうございます。確認です。夏休み期間中に、この安全マップについて、ある程度活用するということですか。そして29年3月には、ほぼ完全な形にするという予定でいらっしゃいますか。

指導室長 現在、子どもたちが調査に入っております。夏休み前に形の上で地図を作成いたします。夏休み前にタブレットで見られるようにいたします。学校では、夏休みの生活に向けての事前学習で、その地図を使って学習できるようにいたしますが、完全なものは、その後つくり上げますので、完全なものができるのは来年度と考えてございます。

委員長職務代理者 わかりました。提案です。もしも震災等があったならば、電車が動かなくなったなどの情報を区内のことは地図上で確認できると、ICTが生きますね。都電荒川線がだめになったとか、そのようなことを入れるようにプログラムをつくってくれと、さらに役立つかと思うのですけれども。

指導室長 では、その情報を生活安全課に伝え、検討させていただきたいと思います。

委員長職務代理者 そうすると区民全体の財産になると思われまので、お願いいたします。

そのほかございませんでしょうか。なければ次に移ります。

続きまして、「俳句文化振興事業の推進について」、御説明お願いいたします。

文化交流推進課長 それでは「俳句文化振興事業の推進について」御報告いたします。

骨子でございます。「荒川区俳句のまち宣言」、こちらにつきましては平成27年3月14日に俳句のまち宣言をしたところでございます。この俳句宣言に基づきまして、27年度の事業及び今年度の俳句文化振興事業について報告するものでございます。

1の「目的」でございます。「荒川区俳句のまち宣言」に基づき、俳句のまちであることを区内外へ強く発信し、子どもから大人まで俳句文化の裾野を広げ、豊かな心を育むとともに、矢立初めの地千住をはじめとした俳句に縁のある観光スポットを、区内外に向け広くPRすることで誘客を促進し、地域の賑わいを創出するという目的でございます。

平成27年度の実施事業でございます。

(1)「俳句文化の更なる振興」としまして、主なものだけ御報告させていただきます。

まず の俳句宣言銘板設置でございます。荒川区俳句のまち宣言の銘板を南千住の芭蕉像、それから千住大橋のたもと、荒川ふるさと文化館等、区内5カ所に設置をさせていただきました。次に のところでございます。あらかわ俳壇の実施ということで、区報にて俳句を募集しまして、入賞作品を区報に掲載するという、あらかわ俳壇を2回実施させていただきました。1回目は347句、2回目が205句の投句がございました。 の「さくら投句会」の実施でございます。尾久の原公園シダレザクラ祭りにおきまして、さくら投句会を平成27年4月4日に実施しました。こちらにつきましては177句の投句がございまして、今年度も4月に実施しましたところでございます。恐れ入りますがページをめくっていただきまして、裏面を御覧ください。

俳句講演会の開催でございます。俳人の対馬康子先生による俳句講演会、それから俳句講座を開催したところでございます。約150人の方の参加がございました。 でございます。奥の細道 矢立初めの地 子ども俳句相撲大会の実施。それから の子ども俳句教室の実施。 の区立学校における俳句教育の推進ということで、子どもたちを対象にした俳句事業を実施したところでございます。続きまして が荒川区文化祭の俳句展示会の実施、荒川区民カレッジ、「俳句と生涯」というテーマで実施したところでございます。 の一筆箋の作成でございますが、俳句のまちをPRするグッズとして一筆箋を3,000部作成しまして、俳句関連事業の際に、区民及び参加者に広く配布したものでございます。また、俳句の作り方等が記載された俳句手帳を4,000部作成しまして、区内の小中学生に配布したところでございます。今年度につきましても、小中学校の方から手を挙げていただきまして、本日、交換便で各小中学校に配布したところでございます。

次に(2)「俳句のまちとしてのPR」でございます。 ラッピング都電の運行ということで、俳句のまちのラッピング都電にして運行しております。今現在も走っております。

次のページになりますけれども、そのラッピング都電を活用しまして、「都電DE俳句」ということで、ラッピング都電の中で吟行を行う都電DE俳句を2回実施したものでございます。続きまして 松山市観光俳句ポストの設置でございます。こちらは日暮里の「羽二重団子本店」に松山市の「松山市観光俳句ポスト」を設置しまして、羽二重団子に行った方がこちらに投句をして、松山市の方で選句をするという形になってございまして、これまで約200句、投句させていただいたところでございます。それから 芭蕉の大橋渡りということで、芭蕉等の衣装をまとい、千住大橋を渡り、投句を行う芭蕉の大橋渡りということで、これは2カ年続けて実施したところでございますけれども、今年度につきましては、8月のコソ通り商店街の盆踊りと同日開催をして、盛大に行いたいということで予定をさせていただきます。 でございます。俳句のまちPR映像の作成ということで、こちらは東京藝術大学と

連携いたしまして、金子兜太先生にも出演していただきまして、俳句のまちあらかわをPRする映像ということで、10分弱の映像でございますけれども、こちらを作成したところでございます。こちらにつきましては区内の図書館等のテレビのあるところ、あるいはホームページ等に掲載をしてPRしていきたいと考えてございます。それから俳句タイルの設置でございます。こちらは「俳句のまち」をPRするタイルを区道や公共施設の敷地内等、区内5カ所に設置したところでございます。こちらにつきましては、ゆかりのある俳句をタイルに刻みまして、こちらですと荒川公園のところですか、夕焼けだんだんの下ですとか、そういったところに設置をしたところでございます。

3の「平成28年度の新たな取組み等」でございます。俳句ハイクということで、芭蕉ゆかりの地であり、また金子兜太先生のゆかりの地であります秩父へのバスツアーを、区内中学生を対象に行いまして、秩父の自然を体感しながら俳句教室を実施したいということで、今、土曜日開催で、バス1台で行ってきたいと考えてございます。次に、英語俳句手帳の作成ということで、次のページです。昨年作成しました俳句手帳をもとに、英語版の俳句手帳を作成しまして、荒川区が英語教育に重点を置いてございますので、中学生に配布いたしまして、英語での俳句事業を実施していきたいと考えてございます。でございます。俳句資料の収集ということで、俳句のまちを日本だけではなく世界に広めるというようなことも考えまして、「ゆいの森あらかわ」を初めとする区立図書館の蔵書として、国内の俳句資料、また国外の俳句資料を収集し、区民又はいろいろな方に来ていただく、見ていただくという取り組みを進めてまいります。

次に(2)「俳句のまちとしてのPR」でございます。句碑の建立でございます。こちらは今後の観光振興に活用するために、荒川区にゆかりのある俳句の句碑を建立するものでございまして、俳人である金子兜太先生が詠んだ句を、南千住東口のドナウ広場に設置する予定でございます。詠んだ句は、「荒川千住芭蕉主従に花の春」という句を金子兜太先生に詠んでいただきましたので、千住ですと南千住の方に設置する予定でございます。次に、

俳句のまちあらかわおみやげ品開発補助金の創設でございます。既に俳句せんべいとか、そういったものを南千住の地域の商店の方に作成をしていただいているのですけれども、そういったものをもっともっとつくっていただくということで、俳句のまちあらかわに関連したお土産品の開発を行う際、経費の一部を補助するというような制度を創設したところでございます。最後になりますが、俳句ふせんの作成ということで、平成27年度に作成しました一筆箋に代わるものとしまして、俳句のふせんということで、2,000部作成をいたしまして、区民の皆様方に広く配布していきたいということでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長職務代理者 今回の御説明につきまして御意見ございますでしょうか。

小池委員 重箱の隅をつつくような話なのですが、(1)の「『荒川区俳句のまち宣言』他言語版パンフレットの作成」、英語、ハングル、中国語、ここまではわかるのですが、ドイツ語を入れた理由というのがいまひとつわからない。というのは、ハングル、中国語というのは日本の近隣諸国という意味ですね。それから英語というのは、国際語的なものであるし、国連用語である。ドイツ語というのがくるのであれば、その前の国際用語のスペイン語であり、フランス語が来るのが常識なのです。ちなみにフランス語では俳句の「H」というのが抜けるのですね。だから「アイク」であり、俳人のことは、自分のことを言って、「私はフランス人でアイジン」と。もうこれは作成されたわけですからしょうがないのですが、ドイツ語を選んだ理由というのが、いまひとつ私には理解できないのです。

文化交流推進課長 ドイツ語でございますけれども、荒川区の国際交流の関係がございまして、荒川区は今現在、ウィーンのドゥナウシュタット区との交流ということで、こちらはドイツ語圏でございます。また、ハングルは済州市と交流をしているということ、また中国は大連の中山区との交流と。そういったところも考えまして、ウィーンに高校生が行く際、あるいは向こうから高校生が夏に来ますので、そういったときに多言語のパンフレットを配布してPRしていくというような趣旨で、ドイツ語を入れさせていただきました。小池委員がおっしゃるように、スペイン語、フランス語、確かに俳句の文化といいますと、ヨーロッパではそちらの方が盛んだということは聞いてございます。

小池委員 フランスの方が盛んです。

文化交流推進課長 そういった趣旨でドイツ語を入れさせていただいたということでございます。

教育長 私から1点。英語俳句手帳は、佐藤課長が言われたように、英語教育にも、そしてまた文化教育にも役立つと思うのですが、何部つくろうと考えているのですか。

文化交流推進課長 今のところ、まだ部数まで決めてございません。どんな形のものができるか、今、構成をしているいろいろ考えているところです。それができた段階で、どのようにして活用していこうかということで、中学生、学年で2年生に配るのであれば1,500ぐらいつくらないといけないだろうとは考えてございます。

教育長 わかりました。高野先生はいかがですか。

委員長職務代理者 3ページの俳句ハイクは吟行という言葉が使われていると思いますが、俳句をつくって歩く。今の言葉、どうして俳句ハイクなのですか。古くから使われている言葉を知ったうえで、ハイクをひっかけるのは良いと思うのですが。

文化交流推進課長 歩きながらということで、俳句でハイクという、ひっかけたところござ

います。中学生に、自然体験は重要だということで、秩父の自然を体験しながら、秩父の方には金子兜太先生の句碑もいっぱいありますので、そういったものを見ながら、ぜひ俳句をつくっていただきたいと。もしできれば、俳句教室ですので、俳句の作り方もやりますので、もし戻ってきたら、今度は学校のタブレットを使って、フォト俳句、写真を撮ってフォト俳句をとった取り組みもできればいいと考えてございます。そういった、できた俳句をどこかで発表する会をまた設けたいということで今、計画をしているところでございます。

委員長職務代理者 金子兜太先生はたしか埼玉の秩父の出身で、お医者さんの息子ですね。ですからあの辺のことは詳しいですね。

教育長 それに絡んで1点だけ要望です。秋口になると、中学生も、学校の行事も多いし、地域の行事も結構参加しているので、日程調整について、どこを選んでも、どこかの学校は都合が悪いとかになってしまうと思うのですが、ぜひ、日程を組むときには校長会と相談していただくことをお願いします。

文化交流推進課長 はい。

委員長職務代理者 学校の校長先生、教員の先生方で俳句が大好きという人はいないのですか。

指導室長 特段それは伺ってはいないのでございますが、調べてみます。

教育長 国語の先生とか、小山先生とか。

指導室長 専門家ではないので。趣味にしていらっしゃる方がいるかもしれません。

委員長職務代理者 そうすると、余計子どもたちも盛り上がるでしょう。

教育長 学校とかを訪問すると、小学校が多いですけれども、廊下に俳句を掲示していますね。

委員長職務代理者 そうですね、ありますね。

では、よろしいですか。次に進めさせてください。「平成28年度C・W・ニコル自然体験大賞について」の御説明をお願いいたします。

文化交流推進課長 それでは「平成28年度C・W・ニコル自然体験大賞について」、御報告いたします。

骨子でございます。平成27年度に創設しましたC・W・ニコル自然体験大賞について、今年度の事業実施について報告するものでございます。

目的でございます。(1)C・W・ニコル氏が授賞する本賞を実施することにより、子どもが自然体験に親しむ活動を普及発展させること。(2)でございます。子どもたちが自然体験の中で得た感動、達成感、充実感、自己肯定感等を文章にすることにより、表現力や思考力を育むものでございます。(3)の自然体験の重要性を地域社会の担い手に認識してもらう契機とするという目的でございます。

募集作品でございます。自然体験の中で得た感動、達成感、充実感等、幅広い内容をC・

W . ニコル氏に宛てる手紙形式として書いたものということでございます。

募集部門につきましては、小学生の部及び中学生の部とさせていただきます。昨年度につきましては一般の部というのでもございましたが、裏面を見ていただきたいのですけれども、昨年度の応募状況がでございます。ここで子どもの部では722点ということで、小学生481点、中学生241点。残念ながら一般の部というのが5点しかなかったというようなところもございましたものですから、今年度は一般の部はなしということで、小学生と中学生の部という形にさせていただきました。

恐れ入りますが、もう一度もとの面に戻っていただきまして、募集の期間です。平成28年7月25日から10月31日ということで、昨年度は9月30日までということでございましたが、今年度は秋口にも自然体験もできるだろうということで、1カ月間、延ばさせていただきました。

募集方法は区報、区報Jr.、区ホームページ等で実施する予定でございます。

審査でございます。一次選考につきましては、自然体験大賞の事務局の方で一定程度絞らせていただきまして、二次選考でC.W.ニコル氏にお願いをするというような形になってございます。また、表彰式でございますけれども、教育委員の先生方にも御出席をお願いしたいと思っております。平成28年度の区民カレッジにおいて表彰式を実施する予定でございます。また、表彰式後にC.W.ニコル氏との対談を行うということで、内容につきましては、今、生涯学習課の方で調整中でございます。日時、場所につきましては、平成29年2月11日、土曜日、サンパール荒川の小ホールということで、賞各部門は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。御質問でございますでしょうか。第何回でしたか。

文化交流推進課長 第2回目でございます。

教育長 これはお願いです。今、高野先生が御確認されたように、去年から始まって今回が2回目ではないですか。ですので、より多くの小学生、中学生に応募してもらうために、手軽に応募できますよということで、ぜひ学校側に周知する際に、第1回の受賞作品というか、大賞、優秀賞、佳作になったものをつけて周知してもらえば、ああ、このくらいの内容でいいのだと。気軽に応募できるのだと。例えば、キャンプだとか、あるいはまた移動教室に行ったときの感想を、率直な感想を書くだけでいいのだということが、学校側にも子どもたちにもわかるような、そういった周知をお願いしたいと思います。

文化交流推進課長 今、教育長からお話がありましたとおり、第1回のニコル自然体験大賞受賞作品というものをつくってございますので、こちらにつきましては校長会の方に、配って

周知をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。自然体験というのは、例えば学校内で何かつくったり、そういうところの喜びとか、それは入るのでしょうか。自然というか、森林浴的なところでないといけないのでしょうか。もっと広くした方が応募も増えると思いますが。

文化交流推進課長 自然体験でございますけれども、遠方に行って体験するものもありますし、荒川区内の身近なところで体験する、当然学校の中にも樹木とか、いろいろ虫が来たりとか、そういったところもありますので、そういったところで体験をするということも必要かと思っています。

教育長 高野先生がおっしゃるように、学校によってはサケの卵をふ化させたりしているところもありますものね。広くそういう題材でもいいのだということをぜひ周知してください。

委員長職務代理者 ありがとうございます。やはり広くした方が応募しやすいし、それから数が増えますでしょう。

文化交流推進課長 そうですね。ですから学校などでやっているのが、いわゆるネイチャーゲームという、青少年委員さんがやっているゲームで、普通の木に耳を当てて樹木の音を聞くとか、そういった体験型のゲームみたいなのをやっていますので、そういったところで体験するというのもいいかと思います。

委員長職務代理者 重複するかもしれませんが、トマトの花から赤くなっていく姿とか、ああいうのが自然体験になることでしょうかから、ぜひ広くしてあげた方がいいかと思います。

文化交流推進課長 はい。

委員長職務代理者 よろしいですか。

では、次に移ります。「伝統工芸技術継承者育成支援事業について」、よろしくお願いいたします。

生涯学習課長 それでは「伝統工芸技術継承者育成支援事業について」御報告いたします。

骨子でございます。平成28年度伝統工芸技術継承者育成支援事業における現場実習受入者2名が決定しまして、現場実習者の募集を実施するものでございます。

まず1番でございますが、伝統工芸技術短期現場実習支援事業（ステップ1）についてでございます。内容でございます。伝統工芸技術保持者が、伝統工芸技術の習得を希望する者を受け入れ、短期間、最長3カ月でございますが、現場実習を実施し、継承者となることの意味の確認及び素質の検証を行うものでございます。支援内容でございます。まず保持者、指導者の方の指導料といたしまして、月額5,000円を支給。で、実習者への研修手当として、保持者へ月額3,000円を支給するものでございます。

2番の現場実習受入者でございます。のれん染めの片山昭、伝統工芸技術保存会の会員でございます。額縁の吉田一司、伝統工芸技術保存会の会員でございます。

3番の募集方法でございます。7月1日から9月30日までを募集期間としております。応募状況によりまして、募集が少ない場合は延長を検討してございます。周知方法でございます。7月1日の区報、またホームページ、リーフレット等を配布します。区内施設ほか、近県、都内の公立高校、また私立高校、また全国の美術系大学、専門学校へ配付予定でございます。また新聞等にも掲載して周知する予定でございます。裏面を御覧ください。

4番、支援事業の状況でございます。9名の方が今、弟子入りの修業中でございます。

今後の予定でございます。平成28年10月に、受入保持者と事務局による書類選考、その後11月に応募者と面接を行いまして、実習者を決定してまいります。来年、29年1月から3月、ステップ1の現場実習の実施ということでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。どなたか御質問ございませんでしょうか。

教育長 今まで現場実習の受け入れというと、寄席文字とか、木版画とかが多かったではないですか。のれん染めの片山さんは、受け入れというのは今まではありましたか。

生涯学習課長 初めてです。

教育長 それはありがたいですね。

生涯学習課長 はい。

教育長 逆に言うと、木版画とか、寄席文字とかは、すで受け入れたりしているから、もう手いっぱいという感じなのですか。

生涯学習課長 そうですね。今、弟子入り、修業中の方がいらっしゃいますので、その方がまだ期間を残していますので。

教育長 新たにまた受け入れられないということでしょうか。

生涯学習課長 そうですね。今は弟子の方を育成するということで、新たに募集はしないということでございます。

小池委員 私の記憶が正しければ、たしか去年は、荒川区以外の方が実習者になったのですね。できれば、あまり荒川区を優遇してはいけないけれども、やはり心もちとしては荒川区の人になってほしいなという気持ちがあります。たしか2名とも女性の人だったのではか。

生涯学習課長 そうです、そのとおりです。川崎から今、通っていると思うのですが、いずれアパートの家賃補助もしますので、今もう2年目になりますけれども、転居して荒川区に住むということも考えているということでございます。区民になるという予定もございまして、まず荒川区に貢献していただくということで考えております。

教育長 小池先生が前回も同趣旨のことをおっしゃられて、私もそのとおりだなと思ったのですけれども、応募者を縛るようなことになってしまおうといけないのですけれども、選抜に当

たっては、荒川区の補助事業を受けようとする、受けたいということで申し込んでくるので
すから、修業後は荒川区に住むか、若しくは修業中も荒川区に引っ越してきますとか、面接
するわけですね。

生涯学習課長 そうです。

教育長 そのときには、ぜひそういった思いも聞いてもらいたいと思います。

生涯学習課長 承知しました。その点、実習受入者の方にもお伝えしつつ、事務局、荒川区と
しましても、そういう思いでお聞きします。

教育長 若しくは荒川区内で開業したいとか。そういう方を優先する方がいいのではないかと
思います。

生涯学習課長 それでウィーンの荒川展ということで、5月11日から16日まで、弟子入り
している修業中の皆様が展示を行ったのですが、上から1番目の銘苅由佳さん、この方が寄
席文字ということで、ウィーンで展示、そして実演も行いました。

教育長 前回の教育委員会のときに御報告されましたね。

生涯学習課長 そうですね、報告しました。塚本真理恵さんは漆塗り、指物の渡辺久瑠美さん、
木版画摺の小川信人さん、この4人が、また、ここに載っていませんが、もう一人、職人の
方で、彫金の方が同行しております。以上でございます。

委員長職務代理者 こののれん染めは、藍染めはないのですか。藍染めは非常に人気があるか
ら、こういう伝統工芸の中に一つ入っているといいですね。いらっしゃるのではないです
か。

生涯学習課長 では、のれん染めの内容ということをまた確認させていただいて、次回に御報
告いたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。以上、報告事項5件、これで終わりましたので、
次に移らせていただきます。

審議事項に移ります。議案第21号「荒川区立ゆいの森あらかわ条例に対する意見の聴取
について」を議題にいたします。よろしくお願いいいたします。

複合施設準備室長 それでは議案第21号「荒川区立ゆいの森あらかわ条例に対する意見の聴
取について」御説明させていただきます。

提案理由でございます。平成28年度荒川区議会定例会・6月会議に提案するため、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長が教育委員会の意見を
聴取するものでございます。

1、制定理由でございます。学びや遊びの体験を通じた知識の吸収と交流の場を提供する
ことにより、区民等の課題の解決と、地域の文化及びコミュニティの醸成に寄与することを

目的として、荒川区立ゆいの森あらかわを設置するためでございます。

2、主な制定内容でございます。

(1) 設置目的です。学びや遊びの体験の提供と区民等の課題解決を支援し、もって地域の文化及びコミュニティの醸成に寄与することを目的として、荒川区立ゆいの森あらかわを荒川区荒川二丁目50番1号に設置いたします。

(2) 機能です。ゆいの森は、次に掲げる機能を融合させ、施設全体を総合的かつ有機的に運営するものとします。中央図書館、吉村昭記念文学館、ゆいの森子どもひろばでございます。

(3) 事業です。ゆいの森は、(1)の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。読書活動の推進に関する事業、吉村昭の功績の顕彰と同氏の作品等を通じた文学に親しむ場づくりに関する事業、子どもたちの遊びと学びの場の提供及び体験講座に関する事業、以下記載のとおりでございます。

(4) 観覧料の額でございます。ゆいの森の特別展示等の観覧料の額は1,000円を超えない範囲で区長が定める額とします。

(5) 特別観覧でございます。ゆいの森に保管され、又は展示されている文学館資料等について学術研究や出版等のため撮影しようとする者は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。上記の承認を受けた者は、1点1回につき、2,000円を超えない範囲で、区長が定める額を納付しなければならない。

裏面を御覧ください。(6) 駐車場の使用料でございます。ゆいの森の駐車場の使用は、1台30分につき200円とする。ただし最初の30分は無料でございます。

(7) 図書館条例の一部改正でございます。荒川区立図書館条例の一部改正を本条例の附則において行います。

3、施行期日でございます。公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日とさせていただきます。

また、添付で条例の案をつけさせていただいてございます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長職務代理者 ありがとうございます。どなたか御意見ございませんでしょうか。

私、以前に見たとき、観覧料の額とか、駐車場はそれでいいのですが、この辺のところは広く区長が決めると書いてありますが、多くの人たちに来てもらうためには大変問題になると思うのです。よく検討をしてほしいと思っています。1,000円は高いのではないかな。複合施設準備室長 観覧料の額というところでございますけれども、ふだんの常設展示につきましては無料という形で考えてございます。

委員長職務代理者 そういうことですか。

複合施設準備室長 特別展示という、今で言うと企画展示のようなものになるかと思えますけれども、そういったものにつきましては、この1,000円を超えない範囲という中で定めていきたいと思っております。

委員長職務代理者 理解できました。企画展示というのはどういうときにするのですか。

複合施設準備室長 企画展示でございますけれども、まず開館の際にも、吉村昭先生を知っていただくということもでございますので、今回は全作品について紹介の展示をさせていただければと思っておりますが、こういったものは逆に、まずは吉村先生を知っていただくというところでございますので、この1,000円を超えない範囲ということですが、今回の場合は、無料で展示をさせていただくという予定であります。

委員長職務代理者 何かの催しがあったとき、観覧料を払うこともあるのですか。

複合施設準備室長 そうですね。そうさせていただきたいと思っております。

委員長職務代理者 理解できました。ありがとうございます。小池先生、なにかございますか。

小池委員 設置目的ですけれども、「学びや遊びの体験の提供と区民等の課題解決を支援し、もって地域の文化及びコミュニティの醸成に寄与することを目的として……」。確かに条例の第1条の中から課題の解決というのを引用しているのですが、ここに書いている設置目的「区民等の課題解決を支援し」ということの、意味が違ってきて、大上段に構え過ぎて、肩に力が入り過ぎているなという印象を受けますね。もう少し、むしろ、「もって地域の文化及びコミュニティの醸成に寄与する」、そちらの方に重点があるのではないかと思うのですけれども。

複合施設準備室長 課題解決支援というところでございますが、中央図書館がこちらに入ってまいります。中央図書館の目的とするところが、区民の課題解決支援というところをまず大きな目標として掲げてございますので、これを、少しかたいと言われるかもしれませんが、大規模な本も入れさせていただきまして、レファレンスも充実させていくということで、設置目的の中に入れさせていただいたところでございます。

委員長職務代理者 これをつくった視点が区民の立場からということでありますので、そういうことをよろしく願いますということと、先ほど聞きましたように、第4条のゆいの森の常設の観覧料の無料、企画展示1,000円ということですが、ここのところは臨機応変にやってくだされればいいと思います。

複合施設準備室長 ありがとうございます。

委員長職務代理者 お願いします。

よろしいでしょうか。なければ次に進みますが、一つ。この前ですね、図書館で購入する本を選択しましたね。あれはとても楽しかったので、ああいう機会をまた与えてください。

図書館課長 ありがとうございます。

委員長職務代理者 もう一つ、今、当然していると思いますが、子どもたち、あるいは区民からリクエストがありますね。こんな本が欲しいと。そういうのを優遇して買ってあげているのかどうか。例えば、流行の本屋大賞があったとか、そういう要望は応えているのですか。予算のことがあると思いますが。

図書館課長 現在も利用者の方が、こういう本を読みたいという要望があった際、その本が荒川区の図書館に所蔵していないものにつきましては、リクエストという形で受けております。その中から予算に応じて、必要であれば購入をする。あるいは、購入できないものであれば、ほかの自治体から取り寄せて提供するといった、どちらかの対応をするという形になっております。

委員長職務代理者 特に子どもたちが要求する本は、優先的に見てあげた方がいいと思います。

図書館課長 図書の資料費につきましても、全体的な資料費の予算とはまた別に、子ども読書活動のためということで、特に児童書の資料費を特出しした形で予算上、計上しておりますので、その中で児童書をきちんとそろえていくということは、これからも心がけていきたいと考えております。

委員長職務代理者 よろしくをお願いします。ほかにございませんか。ないようであれば質疑を終了します。議案第21号について意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 なければ討論を終了いたします。議案第21号について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 異議ないと認めます。それでは議案第21号「荒川区立ゆいの森あらかわ条例に対する意見の聴取について」は異議なしと回答いたします。ありがとうございました。

次に移ります。議案第22号「財産の取得（荒川区立ゆいの森あらかわ初度調弁に伴う書架）についてに対する意見の聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

複合施設準備担当課長 それでは議案第22号「財産の取得（荒川区立ゆいの森あらかわ初度調弁に伴う書架）についてに対する意見の聴取について」御説明いたします。

提案理由は先ほどの条例と同様に、6月会議に提案するため、教育委員会の意見を聴取するものでございます。内容でございます。

1、所得の目的は、荒川区立ゆいの森あらかわの図書館部分、3階、4階に今回設置しま

す書架を購入するものでございます。2、財産の種類は書架、本棚でございます。3、台数は43台でございます。4、取得金額は税込みで4,316万7,600円でございます。5、取得の方法は、地方自治法施行令第167条の4から167条の9までの規定に基づく制限付き一般競争入札における最低価格提示者との契約でございます。6、取得の相手方は区内にございます三岡商事株式会社代表取締役、三岡岩雄でございます。

2枚目の方に実際の提出予定の議案の資料をおつけしております。この2枚目の裏面、一番最後のページでございますが、参考といたしまして入札の経過を記載させていただきました。開札日時は5月26日の午前9時でございます。開札場所は電子入札サービス上で行いました。3の表に記載のとおり、入札者は、制限つき入札でございますので、区内業者に限定いたしました。当初、五者が手を挙げましたが、実際に札を入れましたのはそちらに記載のとおり、三者でございます。結果といたしまして、三岡商事株式会社が落札したという形でございます。雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

委員長職務代理者 御苦労さまでした。どなたか御質問ありませんでしょうか。今、御説明のとおり、三岡商事が、かなり値段が違いますね。なぜですか。

複合施設準備担当課長 こちら、一番最後の裏面の表の欄外下に記載のとおり、私どもの予定価格は9,111万7,593円税抜きのところ、三岡商事が記載のとおりで落札しております。こちらは、ゆいの森あらかわが、おかげさまで、日本全国で今、非常に注目を集めている施設ということで、メーカー、こちらの契約会社ともども、納入実績をぜひとも取りたいと。ゆいの森に入れたという実績があれば、価格は度外視でもというお声がまず第一にございました。

一方で、安かろう悪かろうということではなく、きちんとゆいの森あらかわにこの商品が入ったということ、日本全国の、関係者はもちろん、いろいろな方が御来館されますので、恥ずかしくないような仕事をさせてもらうというお声も頂戴しています。それだけ注目を集めた施設ということかなと。我々も頑張らなければいけないかなと考えてございます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。評価額が2,000万円も違う。43台で、品物がよければこれはありがたい話です。

複合施設準備担当課長 私どもで仕様を決めるときも、安かろう悪かろうの商品が入っては困りますので、具体的に想定している書架を2品、メーカー名ですとか、型番をお示して、こういう商品と同等のものを入れてもらいたいということ、仕様書に明記しました。その二つの想定品のうちのひとつが入っていますので、金額が安いので安い品質のものが入るということはございません。

委員長職務代理者 その値段はわかるわけですね。

複合施設準備担当課長 既製品でございますので、値段もカタログ上に記載されてございます。
委員長職務代理者 頑張りましたね。ありがとうございました。そのほか御質問ございますか。
なければ、今度は担当課長、大変ですけれども、レイアウトなどもよろしく願います。
楽しみにしております。お忙しいところありがとうございました。議案第22号について意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 では、ないようですので討論を終了いたします。議案第22号について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長職務代理者 異議ないものと認めます。それでは議案第22号、財産の取得（荒川区立ゆいの森あらかわ初度調弁に伴う書架）についてに対する意見の聴取については原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

予定いたしました事項は以上でございます。事務局より連絡事項はありますでしょうか。

生涯学習課長 今、第37回あらかわの伝統技術展のポストカードを配布させていただきました。詳細については次回の教育委員会の際に御報告しようと思っておりますが、まずは7月1日から3日まで開催しております。総合スポーツセンターで実施します。1日の9時からセレモニー的な式典、開会式を行いますので、教育委員の皆様には、1日の9時ということで御出席いただければと考えております。また御案内は次回させていただきます。よろしく願います。

教育長 次回でも間に合うのですね。

生涯学習課長 間に合います。よろしく願います。

委員長職務代理者 ありがとうございます。これが荒川区の西日暮里の駅に張ってありました。

生涯学習課長 ありがとうございます。そうですね、駅にいろいろ情報で張っています。

複合施設準備室長 よろしいでしょうか。御手元に、橋本五郎氏の講演会という、こういったチラシを配付させていただいているかと思えます。今年度も、ゆいの森あらかわと吉村昭記念文学館の開館イベントといたしまして、橋本五郎先生の講演会を開催させていただこうと思っております。吉村昭先生が没後10年ということもございまして、今回はサンパール荒川の大ホールでさせていただきたいと思っております。当日は橋本五郎先生の講演会もございしますが、長年お付き合いのございました瀬戸内寂聴先生から、ビデオレターを頂戴してございますので、その上映と、それから津村節子先生も当日おいでいただく予定になっておりますので、津村先生からのごあいさつも予定してございます。先生方もお時間、都合がつくようでしたら、ぜひ7月16日の講演会にいらしていただければと思っております。よ

ろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長職務代理者 グランドオープン前のイベントですね。7月16日。ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

教育総務課長 6月から8月にかけての教育委員会の関係主要事業のところの2ページ目でございますが、上から4行目、小学校下田臨海学園の予定が書いてございます。後ほど協議会の場でも御説明いたしますが、このような日程になっておりますので、もし御希望があれば、御検討をぜひいただきたいと。

それと3枚目のところに、中学校のワールドスクール、8月5日、6日、7日、8日、これは秋田の国際教養大学です。それから小学校のワールドスクールが、例年どおり、清里高原ロッジ・少年自然の家で、8月の18日、19日、20日、21日、22日、4泊5日で実施いたしますので、こちらの方ももし御視察があれば、事前に御連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長職務代理者 ありがとうございます。そのほかございませんでしょうか。

特になければ、これで第11回の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

了